

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

四九

告 示

○青少年に有益な書籍として推奨する件

四四

○青少年に有害な図書類として指定する件

四四

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

四五

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

四五

○計量器の定期検査を実施する件

四五

規 則

福島県母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県規則第七十四号

福島県母子保健法施行細則の一部を改正する規則

福島県母子保健法施行細則(昭和四十二年福島県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。
第七条の見出しを「(移送費の申請)」に改め、同条第一項中「看護又は」を削り、

○道路の区域を変更する件三件 四九六
○道路の供用を開始する件二件 四九七

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四九七
○土地改良区の清算人が退任した旨届出があった件 四九八
○指定管理者を募集する件 四九八

福 島 県 病 院 局

○平成二十一年度福島県病院局育休任期付職員(看護師及び助産師)採用候補者登録試験を実施する件 四九八

正 誤

○平成二十年十一月十四日付け定例第二千三十一号中 四九八

「養育医療 看護料 移送費 支給申請書」を「養育医療移送費支給申請書」に改め、同条第二項を削る。

第八条中「(第十一号様式)」を「(第十号様式)」に改める。
第十条中「決定し、納入義務者に通知する」を「決定するものとする。ただし、納入義務者が災害その他特別の事情により費用を負担することが困難であると知事が認める場合は、費用徴収額を別に定めることができる」に改め、同条に次の一項を加える。
2 知事は、前項の規定により費用徴収額を決定したときは、納入義務者に通知するものとする。

別表中「費用徴収基準額表」を「費用徴収額表」に

費用徴収 基準月額	費用徴収 基準加算 額
--------------	-------------------

費用徴収 額	費用徴収 加算月額
-----------	--------------

に改め、同表Aの項中「生活保護法」の次に「(昭和25年

法律第144号)「や」【含む。】の次に「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支給給付受給世

所得	所	所得	税
30,000円以下	15	1,650,001円以上2,260,000円以下	1,632
30,001円以上 80,000円以下	15		
80,001円以上 140,000円以下	40		
140,001円以上 280,000円以下	70		
280,001円以上 500,000円以下	183		
500,001円以上 800,000円以下	403		
800,001円以上1,160,000円以下	703		
1,160,001円以上1,650,000円以下	1,078		

「を」を加え、同表Dの項中

税	2,260,001円以上3,000,000円以下
	3,000,001円以上3,960,000円以下
	3,960,001円以上5,030,000円以下
額	5,030,001円以上6,270,000円以下
	6,270,001円以上

年	2,303
	3,117
額	4,173
	5,334
	6,674

.001円以上6,674,000円以下
.001円以上

.000円以下
.001円以上 40,000円以下
.001円以上 70,000円以下
.001円以上 183,000円以下
.001円以上 403,000円以下
.001円以上 703,000円以下
.001円以上1,078,000円以下
.001円以上1,632,000円以下
.001円以上2,303,000円以下
.001円以上3,117,000円以下
.001円以上4,173,000円以下
.001円以上5,334,000円以下

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 費用徴収額の月額は、納入義務者の属する世帯の階層区分に応じた費用徴収月額とする。ただし、養育医療の給付を受ける児童の1の月における入院日数とその月の日数に満たない場合の費用徴収月額は、当該月額に当該児童の当該入院日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合にあつては、当該端数を切り捨てた額）とする。

2 納入義務者の属する世帯において2人以上の児童が同時に養育医療の給付を受ける場合にあつては、当該世帯の階層区分に応じた費用徴収月額に当該児童のうち当該月の入院日数が最も多い児童（該当児童が複数いる場合には、そのうちの1人の児童とする。）の入院日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合にあつては、当該端数を切り捨てた額）に、当該児童以外の児童それぞれについて当該世帯の階層区分に応じた費用徴収加算月額に当該月の入院日数を当該月の日数で除して得た数を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合にあつては、当該端数を切り捨てた額）を合算した額を加算した額とする。

養育医療給付申請書（初回・継続・転院）
 ④ 「氏 名」又は「氏 名（記名押印又は署名）」
 「氏 名」 年 月 日生」
 改める。
 養育医療給付申請書

第7号様式 (第5条関係)

養育医療意見書 (初回・継続・転院)

受療者	氏名	男・女	生年月日	年	月	日	在胎週数	週
	居住地						出生時の体重	g
症 状 の 概 要	一般状態	1 運動不安又はけいれんがある。 2 運動に異常がある。						
	体温	1 摂氏34度以下である。						
	呼吸器系 循環器系	1 強度のチアノーゼが持続している。 2 チアノーゼ発作を繰り返す。 3 呼吸数が毎分50以上で増加の傾向にある。 4 呼吸数が毎分30以下である。 5 出血傾向が強い。						
	消化器系	1 生後24時間以上排便がない。 2 生後48時間以上おう吐が持続している。 3 血性吐物又は血性便がある。						
	黄 だ ん	1 あり (強 ・ 中 ・ 弱) 2 なし						
	その他の 所見 (合 併症の有 無)							
診療予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日							
現在受けている 医療	安 静 入 院 通 院 保育器の使用 酸素吸入 鼻腔 栄養 注射その他の治療							
症状の経過 (具体的に)								
上記のとおり診断します。								
年 月 日								
所在地 指定養育医療機関 名称 担当医師名								
㊟								

備考

- 「症状の概要」の欄には、該当する番号及び事項を○で囲み、必要事項を記載すること。
- 継続申請の場合には、「症状の概要」の欄、「診療予定期間」の欄及び「現在受けている医療」の欄に養育医療を継続する必要があると認められた時点での状況を記入すること。また、「症状の経過」の欄に養育医療の継続を必要とする理由を記入すること。
- 転院申請の場合には、「症状の概要」の欄、「診療予定期間」の欄及び「現在受けている医療」の欄に転院が必要と認められた時点での状況を記入すること。また、「症状の経過」の欄に転院を必要とする理由を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とし、縦長にして用いること。

第九号様式中「養育医療^{看護料}・^{移送費}支給申請書」や「養育医療移送費^{看護料}支給申請書」に

看護を必要とする期間 年 月 日から 年 月 日まで (日間)	看護又は移送を必要と 認められた理由	移 送 区 間	
		移 送 方 法	移 送 年 月 日
		担 当 医 師 の 意 見	

担 当 医 師 の 意 見	移 送 区 間	
	移 送 方 法	移 送 年 月 日
	移 送 を 必 要 と 認 め た 理 由	

むを得ない理由によ
事後に置いて申請す
ときは、その理由

上記のとおり申請します。

のとおり申請します。

⑨「氏 名 (記名押印又は署名)」に改め、同様式備考
一中「移送費の支給の申請をする場合にあっては、」を削る。
第十号様式を削り、第十一号様式を第十号様式とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

- この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県母子保健法施行細則(以下「改正前の規則」という。)(第五号様式による養育医療給付申請書、第七号様式による養育医療意見書及び第九号様式による養育医療^{看護料}・^{移送費}支給申請書(移送費の申請に係る申請書に限る。))は、それぞれ改正後の福島県母子保健法施行細則第五号様式による養育医療給付申請書、第七号様式による養育医療意見書及び第九号様式による養育医療移送費支給申請書とみなす。
- この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、
所要の調整をして使用することができる。
(児童家庭課)

告 示

福島県告示第四百七十二号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。
平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
一九二 ラン	満月の夜、母を施設に置 いて	藤川幸之助・詩、 松尾たいこ・絵 (中央法規出版株 式会社)	推奨対象 中学生、高 校生、青年及び一般
一九三		森絵都・作(株式 会社理論社)	推奨対象 中学生、高 校生、青年及び一般

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第四百七十三号

福島県青少年健全育成条例(昭和五十三年福島県条例第三十号)第十八条第一項の規定により、次の図書類を青少年に有害なものとして指定する。
平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

指定番号	種 類	名 称	等	発 行 者	指 定 理 由
------	-----	-----	---	-------	---------

六五〇五	雑誌	BLACK BOX 8月号 2009 VOL. 33 (17843-8)	三英出版株式会社	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五〇六	コミック	彼岸島(ひがんじま)二七 (42536-98)	株式会社講談社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
六五〇七	コミック	漫画ミブレイ VOL. 1 (68461-81)	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の粗暴性又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。

(人権男女共生課青少年育成室)

福島県告示第四百七十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年七月三十一日から同年八月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

いわきニュータウンショッピングセンター 福島県いわき市中央台飯野四丁目一番地

二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

夜間において、騒音最大値の予測結果の一部が、規制基準を超えていることから、周辺環境に十分配慮するとともに、騒音防止対策について検討することから、特に、荷さばき時には大きな音を極力発生しないよう十分配慮すること。

設置されている冷凍機(空調機)は、福島県生活環境の保全等に関する条例の騒音指定施設に該当しているが、現在未届出のため、いわき市環境監視センターに相談の上、適切に届出すること。

また、一定規模以上の送風機(排風機、室外機等)は騒音規制法に基づく特定施設に該当する可能性があるため、当該施設を設置する場合は、設置着手三十日前に右記冷凍機と同様に適切に届出すること。

2 その他
周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、申立人及び関係機関の指導等に誠意を持って対処し、迅速な解決に努められること。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年七月三十一日から同年八月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークベニマル好間店 福島県いわき市好間町下好間字鬼越百八番地ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年七月三十一日から同年八月三十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ケーズデンキ福島南店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか

二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

意見なし。
(商業まちづくり課)

福島県告示第四百七十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年七月三十一日
 計量法第二十一条第二項の規定により、
 福島県知事 佐藤 雄平
 知事が指定した場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
東白川郡矢祭町	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	九月一日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 九月二日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	矢祭町山村開発センター
同 郡塙町		九月二日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 九月三日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	塙町公民館
同 郡鮫川		九月八日 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで 九月九日 午前九時三〇分から 午後三時三〇分まで	鮫川村公民館 棚倉町役場
同 郡棚倉		九月一〇日 午前九時三〇分から 午前一一時三〇分まで	同
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかった	九月一日から一〇月九日まで（土曜日、日	福島県計量検定所

もの

曜日及び祝祭日を除く。
 午前一〇時から
 午後三時まで

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で行う検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
東白川郡棚倉町、同郡矢祭町、同郡塙町及び同郡鮫川村	非自動はかり、分銅及びおもり	一月二日から二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で行う平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 （メートル）	延 長 （メートル）
県道郡山大越線	郡山市下白岩町字中木田四五番地先から 同 市白岩町字福田四二四番地先まで	変更前	九・五	六二五・〇
		変更後	一〇・〇	六二五・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で行う平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供す

平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山矢吹線	郡山市喜久田町字松ヶ作二六番七五地先から同 市喜久田町字菖蒲池二二番三〇地先まで	変更前 変更後	七・〇〇 一三・六	二〇〇・〇 二二六・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字吉字畑中七九番一地先から同 郡石川町大字母畑字牛沼一六七番八地先まで	変更前 変更後	一〇・五〇 一七六・〇	三、二二〇・〇 三、二二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道矢吹小野線	石川郡玉川村大字吉字畑中七九番一地先から同 郡石川町大字母畑字牛沼一六七番八地先まで	平成二十二年八月四日

(道路計画課)

福島県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年七月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道二八九号	南会津郡南会津町田島字本町甲七六番地先から同 郡同 町田島字大坪六〇番一地先まで	平成二十二年七月三十一日

(道路計画課)

公 告

公告第四百二十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月十六日

二 名称

特定非営利活動法人西会津まちづくり応援隊

- 三 代表者の氏名
齋藤 孔男
- 四 主たる事務所の所在地
福島県耶麻郡西会津町野沢字桜木前乙百七十四番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、西会津地域及び住民に対して、町の環境整備支援、活動団体・グループ支援等に関する事業を行い、各団体間のネットワークの拠点として役割を果たし、西会津町の活性化に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が退任した旨届出があった。

平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称

清算法人塙町土地改良区

退任した清算人

役別	氏名	住所
清算人	菊池田津雄	東白川郡塙町大字上石井字若宮七一番地
同	神永 一之	郡同町大字塙字柳町三番地六
同	白石 健一	郡同町大字川上字花園四三番地
同	緑川 豊	郡同町大字真名畑字雑保内一〇番地
同	鈴木 清一	郡同町大字伊香字高野里一一一番地
同	滑川 隆男	郡同町大字常世中野字北沢一〇三番地一
同	鈴木 昭雄	郡同町大字片貝字殿畑六〇番地
同	菊池 基文	郡同町大字上石井字若宮四二番地

(農村計画課)

公告第四百二十五号

福島県営住宅等条例（昭和三十五年福島県条例第十九号）第五十五条の規定により、県営住宅等及び共同施設の管理を指定管理者に行わせるため、次のとおり募集する。

平成二十一年七月三十一日

福島県知事 佐藤 雄平

一 県営住宅等及び共同施設（会津地区及びいわき地区）の概要

- 1 会津地区
 - (一) 所在地 会津若松市及び喜多方市
 - (二) 団地数 一五団地

- (三) 棟数 八八棟
 - (四) 管理戸数 一、二八四戸
 - (五) 駐車場区画数 一、〇八四区画
 - 2 いわき地区
 - (一) 所在地 いわき市 三六団地
 - (二) 団地数 二〇一棟
 - (三) 棟数 二、五七八戸
 - (四) 管理戸数 二、三九四区画
 - (五) 駐車場区画数 二、三九四区画
- 二 指定管理者が行う業務
- 1 入居者の公募に関すること。
 - 2 入居者への指導及び連絡に関すること。
 - 3 家賃及び使用料の収納に関すること。
 - 4 県営住宅等及び共同施設の維持修繕に関すること。
 - 5 その他知事が必要と認める業務に関すること。
- 三 指定管理者の指定予定期間
平成二十二年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで（五年間）
- 四 業務に係る経費
業務に係る経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払う。
- 五 申請の資格
福島県内に本店、支店、営業所、事業所等（支店、営業所、事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であつて、募集要項に示す条件に該当するものとする。
- 六 申請の手続
- 1 募集要項の配布
次に定めるところにより、募集要項を配布する。
 - (一) 配布期間
平成二十一年七月三十一日（金）から同年九月三十日（水）まで（土曜日、日曜日及び同月二十一日（月）から同月二十三日（水）までを除く。）の午前八時三十分から午後五時三十分まで
 - (二) 配布場所
九に掲げる問い合わせ先、福島県会津若松建設事務所行政課、福島県喜多方建設事務所行政課及び福島県いわき建設事務所行政課で配布する。
- なお、福島県のウェブページ (<http://www.cms.pref.fukushima.jp/>) からダウンロードし、入手することができる。
- 2 募集説明会
平成二十一年八月十一日（火）午後一時三十分から福島県庁本庁舎二階二〇一会議室（福島県福島市杉妻町二番十六号）において募集説明会を行うので、参加希望者は、募集説明会の前日までに九に掲げる問い合わせ先へ参加申込書を持参、郵送

福島県病院局

又はファクシミリで提出すること。なお、募集説明会に参加しない場合でも、指定管理者の応募は可能である。

3 質問書

県営住宅等及び共同施設の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

(一) 提出期間 平成二十一年七月三十一日(金)から同年九月三十日(水)まで

(土曜日、日曜日及び同月二十一日(月)から同月二十三日(水)までを除く。)

の午前八時三十分から午後五時三十分まで

(二) 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより九に掲げる問い合わせ先まで提出すること。

(三) 回答方法 質問者及び募集説明会に参加したすべての法人等に、ファクシミリ又は電子メールで回答する。

4 申請書等の提出

指定管理者の指定を受けようとする法人等は、次に定めるところにより指定管理者指定申請書等を提出すること。

(一) 提出書類 指定管理者指定申請書及び事業計画書その他の募集要項に定める添付書類

(二) 提出部数 一部

(三) 提出期間 平成二十一年七月三十一日(金)から同年九月三十日(水)まで

(土曜日、日曜日及び同月二十一日(月)から同月二十三日(水)までを除く。)

の午前八時三十分から午後五時三十分まで

(四) 提出方法 九に掲げる問い合わせ先に持参又は郵送をすること(郵送による場合には、書留郵便によるものとし、(三)に掲げる提出期間内に必着のこと。)

七 指定管理者の指定

福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)第三条各号に掲げる基準に基づき総合的に審査し、最も適当と認める法人等を指定管理者の候補団体として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

八 その他

詳細は、募集要項による。

九 問い合わせ先

福島県土木部建築総室建築住宅課(福島市杉妻町二番十六号 福島県庁西庁舎四階

電話〇二四一五二一一七五一九、七五二九 ファクシミリ〇二四一五二一一七九五

五 メールアドレスkenchikujuutaku@pref.fukushima.jp)

(建築住宅課)

公第9号

平成21年度福島県病院局有休任期付職員(看護師及び助産師)採用候補者登録試験を次のとおり実施します。

平成21年7月31日

福島県病院局業務管理者 高地 英夫

1 試験を実施する職種

地方公務員の有休休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項第1号の規定による任期を定めて採用する職

2 登録予定人員

看護師 15名程度

助産師 2名程度

3 試験期日

平成21年10月4日(日)

4 受験申込受付期間

平成21年7月31日(金)から同年9月28日(月)まで

5 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局病院総務課(福島市中町8番2号 電話(024) 521-7226)

(病院総務課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

〇平成二十年十二月十四日付け定例第二千三十一号中

七〇三	上	後ろか ら四	齋藤 義光	齋藤 善光
	下	後ろか ら一六	大内 善男 伊東 幸吉	大内 義男 伊藤 幸吉